

制定 平成19年4月 1日

改正 平成24年5月24日

# 社会福祉法人 しゅらの郷福社会

## 基本理念、倫理綱領及び職員行動規範

### 【法人基本理念】

「すべては仲間(利用者)のために、仲間(利用者)は社会のために」

1. 利用者の人権及び人生を大切にし、個々に応じたサービスを提供する。
2. 利用者の願いや思いに向き合い、理解し、支援する。
3. 利用者が地域の中で自分らしく、いきいきと生活していけるよう支援する。

### 【倫理綱領】

#### 1. 生命の尊厳

私たちは、利用者一人ひとりがかげがえのない存在として認め、その人なりの生活を大切にします。

#### 2. 人権の擁護

私たちは、利用者や支援者一人ひとりの人間としての基本的な権利を守り、いかなる差別、虐待、人権侵害も許しません。

#### 3. 個性、主体性の尊重

私たちは、利用者一人ひとりの個性や主体性を尊重し、自己決定を基本とした支援を心がけます。

#### 4. 社会参加の促進

私たちは、利用者一人ひとりが社会の一員としての市民生活が送れるよう支援します。

## 5. 生活環境の整備

私たちは、利用者一人ひとりが生活者として快適な日々を過ごせるよう、事業所及び周辺的环境整備に努めます。

## 6. 豊かな地域生活へ

私たちは、障がいのある方が地域で生活するうえで豊かな市民生活を送れるよう、一人ひとりのニーズに添った支援を心がけます。

## 7. 職員として

私たちは、諸規範を遵守するとともに、福祉施設職員としての専門的役割と使命を自覚し、利用者一人ひとりに適切な支援が提供できるよう、常に自らへの問いかけを怠らず、人間的成長に努めます。また、相互に啓発しあい、倫理の確立と専門性の向上に向けて積極的に研修に参加する等、自己研鑽に努めます。

### 【職員行動規範】

#### 1. 職員の基本的態度

- 利用者に対して年齢に応じた呼称を用いる。「～さん」を基本とし、呼び捨てやあだ名では呼ばない
- 利用者に対して命令的な口調、乱暴な言葉、大声で叱責したりするなどの威圧的な態度をとらない。
- 利用者の訴えに対して無視をしたり、否定的な態度をとらない。
- 利用者に対して理解が困難な表現をしない。
- 利用者に対して「後で」という言葉のみで済ませない。また長時間待たせたり放置したりしない。
- 利用者に対して、職員の個人的嗜好や価値観、考え方を押しつけない。
- 利用者に対する支援、介護等は職員の統一した考えのもとに行う。
- 利用者的人格を傷つけ、否定するような態度、言動をとらない。
- 利用者が安心感をもてるような態度を保持する。
- 職員に非がある場合は率直に謝罪する。
- 利用者同士、または利用者と職員等との関係において、異性に対する関心事や行為などについては、特に注意を払い、社会人として節度ある毅

然とした対応をする。

## 2. 利用者のプライバシーの保護

- 利用者及び家族等に関する、職務上知り得た個人情報に他を漏らしたり、むやみに使用したりしない。また、その職を退いた後も同様とする。
- 利用者のプライバシーに関する話を、他の利用者の前でしない。
- 利用者の衣服の着脱、排泄等は同性介助を原則とする。また、他者の目に触れないようにする。
- 利用者の了解なしに所持品、ロッカー等の確認をしない。
- 利用者または家族の了解なしに、本人の写真、名前等を掲載、展示しない。

## 3. 利用者への体罰（拘束、暴言、暴力、無視、放置等）の禁止

- 殴る、蹴る、つねる等の行為、その他故意に怪我をさせるような暴力行為を行わない。
- 身体拘束や長時間正座・直立させるなどの肉体的苦痛を与える行為を行わない。
- 強制的な命令や行為、言葉の暴力または軽蔑や無視などの精神的苦痛を与える行為を行わない。
- 食事を抜く、排泄を制限するなどの人間の基本的欲求に関わる罰を与えない。
- 自傷や他害等の危険回避のための行動上の制限については、本人・家族への明確な説明を行う。
- 他の職員等の体罰行動を見て見ぬふりをしない。

## 4. 利用者への強要、強制の禁止

- 利用者に嫌悪感を抱かせるような療法や訓練を強制しない。
- 利用者の生命や健康を守るためにやむを得ない場合を除いて、本人の嫌がることを強要しない。
- 余暇活動等の場面で、本人が嫌がることを無理強いしない。
- 本来職員がすべきことを、作業・訓練と称して利用者に強制しない。